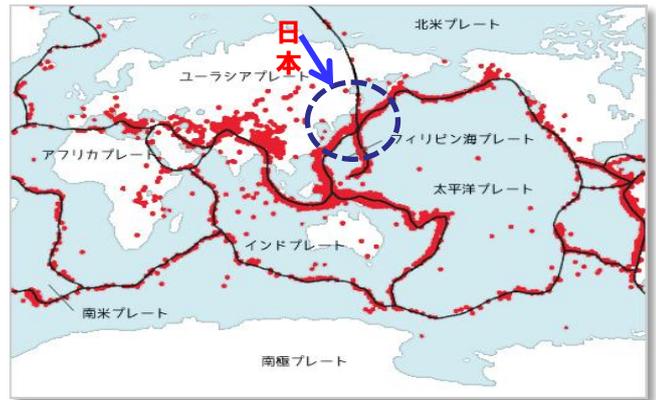


## 大地震とリスクファイナンス

ハイチに続いてチリ（再保険予想損害\$2B~\$8Bと見積もられている）と大地震が起こっています。下図の通り「世界の大地震とプレートの関係」を見れば、過去の大地震が見事にプレートの境界に沿って起こっていることが判明しています。

このところ日本近辺でも、福島沖から沖縄にかけて中小規模の地震が群発していますが、日本は、海洋プレートと大陸プレートの境界に位置しているため、プレート境界型巨大地震（東海/東南海/沖縄沖等）や地殻内地震（首都圏直下型地震等）などがいつ起こっても不思議ではない状況とされています。

では、企業として当該大地震に備えるにはどうしたら良いでしょうか？先ずは、従業員/家族の人身上の安全対策を一番に行うこと。そのためには、建物の耐震補強等をしっかりと施しておくことと、防災に関する教育・訓練並びに連絡網を整備しておく必要があります。次に、企業の事業存続/継続（Business Continuity）についてのPlanを構築しておくことが不可欠です。その中で、損害発生に伴う事業中断に陥った時の収益減と固定費支払のアンバランスからキャッシュフローが心もとなくなることへの備えが必須となります。



世界の震源分布とプレート（M5以上、100kmより浅い地震）  
出典：防災白書

**世界銀行のレポートによれば、「自己資金」と「緊急災害融資」と「保険」の組み合わせこそが、最適なリスクファイナンス戦略であると論じています。**

- 「自己資金」の理想は、「平均月商の1ヶ月分」位を手元資金として保有していることが望ましいとされています。この意味は、「大地震発生直後1ヶ月位は手元資金で事業を繰り回せなければ対策を講ずる暇もない」という企業の財務担当者の実感が基礎になっています。
- 金融機関からの「緊急災害融資」についても事前に十分考えておく必要があります。従来は、メインバンクによる企業救済およびリスクファイナンスサポート機能がありましたが、今やメインバンク制が弱まってきており、これまで提供されてきたメインバンクによるリスクファイナンス機能は、その提供される度合いや実現性が低下してきているにも係らず、「いざという時には、メインバンクに資金手当てしてもらえると漠然と考えている企業もまだ数多くみられます。大地震発生直後で復旧の目処も立たない時期の新規融資はリスクが大きく、民間金融機関では与信リスクを負担できない場合も起こり得ることから「Contingency Commitment」を確保しておくか、あるいは政府系金融機関等も含めた「緊急災害融資」の道を構築しておく必要があります。
- 適切な「損害保険」に加入することも非常に大切なことです。日本の火災保険では「地震」に起因した損害は免責としていることから、別途地震保険を手配する必要があります。大地震の場合、建物・造作・機械設備等の物的損害が起こると、必ず事業中断(休業)状態へとつながります。通常、事業中断に伴う休業損害額は、建物・機械造作等の物的損害額の2倍から5倍が過去の判例想定されていますので、建物等の物的損害のみを補償する地震保険だけでは意味が無く、「休業損害を合わせて補償する地震保険」に加入する必要があります。その場合、手元資金を免責額として有効に活用し、企業継続に必要なキャッシュフロー分を支払限度額にした地震保険とすれば、経済合理性に合った保険料で地震保険に加入することができます。

### 銀泉リスクソリューションズが提案する「新地震保険プログラムの特長」

新地震保険プログラムの大きな特徴	従来の地震保険
「財物損害と休業損害」を共通限度額で同時に補償する地震保険	▲休業損害は対象とならない
地震リスクにフォーカスした新しい引受方法（既存火災保険は、そのまま継続）	▲火災保険と一体で引受け
実損てん補方式（損害額から免責金額を控除した共通限度額内で100%補償）	▲縮小てん補方式（損害額の一定割合を補償）
地震リスクの高い地域の物件に限定しても手配可能	▲全物件付保が原則

#### 【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609